



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

令和4年度第4回建築確認等オンラインセミナー のアンケートについて

令和4年度第4回建築確認等オンラインセミナー（R5.2.16開催）のアンケートにたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。この度いただきましたご質問に回答させていただきましたので、是非ご覧ください。その他いただきましたご要望に関しましては、センター内で検討し今後のセミナーに反映できるよう努めてまいります。

<p>「二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲の拡大等」について</p>	<p>今後のセミナーにおけるテーマの選定の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、建築士法の改正内容等につきましては、こちらでもご確認の上、参考としていただければと思います</p> <p>建築：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)</p>
<p>今回のような、法改正についての内容は解釈について解説頂けると大変参考になります。</p>	<p>法改正に関する新たな情報が得られ次第、当センターのホームページ及びメールマガジン等で随時お知らせいたします。</p> <p>なお、法改正の内容等につきましては、こちらでもご確認の上、参考としていただければと思います。</p> <p>建築：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)</p>
<p>引き続き法改正のセミナーは随時行って欲しい。また法改正後の申請での注意点等も今後行って欲しいと思います。</p>	<p>今後のセミナーにおけるテーマの選定の参考とさせていただきます。</p> <p>また、法改正に関する詳細な情報が得られましたら当センターのホームページ及びメールマガジン等でお知らせすると共に、今後も本セミナーのテーマとして取り上げていく予定としております。</p>
<p>建築基準法の変更箇所をわかりやすく講義してほしい</p>	<p>個別の具体的な内容につきましては、当センターのホームページの問い合わせフォームや担当課(建築確認課)へ直接お電話でお問い合わせください。</p> <p>なお、条文の改正前後につきましては、こちらの新旧対照表をご確認の上、参考としていただければと思います。</p> <p>建築：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)</p>

<p>長期優良認定住宅の申請の仕方</p>	<p>長期優良住宅の認定申請の詳細については、所管行政庁へお問い合わせください。</p> <p>なお、長期使用構造等確認の申請方法については、当センターのホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>https://www.mkj.or.jp/warranty/_trashed</p>
<p>フラットについて耐震等での申請においても、外皮計算（断熱性能）必要ですか</p>	<p>令和5年4月1日以降に設計検査申請をする物件については、すべての物件で省エネ基準への適合が必要になります。</p> <p>なお、改正内容については住宅金融支援機構の省エネルギー基準ポータルサイトもご確認の上、参考としていただければと思います。</p> <p>省エネルギー基準ポータルサイト：長期固定金利住宅ローン【フラット35】(flat35.com)</p>
<p>採光の規定緩和で一定の照明設備とは何ですか</p>	<p>住宅の居住のための居室にあつては、床面において50ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置することになります。</p> <p>【令和5年国土交通省告示第86号（令和5年2月7日）】</p>
<p>令和5年4月施工予定 基準法の改正について根拠となる告示の年月日と番号を教えてください。</p>	<p>令和5年4月1日から施行される、建築基準法の内容等につきましては、こちらをご確認の上、参考としていただければと思います。</p> <p>建築：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)</p>
<p>基準法改正の条文解説(変更前後)などはいただけますか</p>	<p>個別の具体的な内容につきましては、当センターのホームページの問い合わせフォームや担当課(建築確認課)へ直接お電話でお問い合わせいただければと思います。</p> <p>なお、条文の改正前後につきましては、こちらの新旧対照表をご確認の上、参考としていただければと思います。</p> <p>建築：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)</p>